

# 保安林の所有者になった方へ

保安林制度は、水源の涵養、土砂崩れなどの災害の防止、美しい景観や保健休養などの場の提供などに関わる重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などを制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするものです。



水源かん養保安林（加茂市）

## 保安林の管理は所有者等が行います

保安林に指定されたとしても、その土地の権利は所有者のものであります。そのため、通常の財産と同じように所有者等が管理することとなります。

保安林の所有者等の皆様には、所有する保安林に生育している樹木が倒れて、住宅や道路等に影響を与えないように、適切な維持管理をお願いします。

## 県では、保安林の保全のための巡視や

## 関係の許可手続きを行っています

国や都道府県は、保安林が指定の目的に即して機能するよう努めることとされています。そのため、県では、保安林の保全のための巡視や、関係の許可手続きなどを行っています。

## 保安林の木を伐採する際は、地域振興局へ

保安林に対する行為制限として、立木伐採などの際に許可や届出が必要になる、伐採後にもとの森林状態に回復させるため植栽の義務がある、などがあります。

そのため、保安林の木を伐採する際は、管轄の地域振興局に許可申請または届出が必要です。

なお、伐採の方法や限度等は、保安林ごとに定められているため、その範囲内で伐採を行うこととなります。

森林を伐採する際は、保安林であるか御確認の上で、必要な手続きを行ってください。



飛砂防備保安林（新潟市）

## 保安林に対する優遇措置があります

固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税の課税がされません。また、相続税、贈与税が条件に応じて控除されます。ほかにも、条件に応じて損失補償を受けられる場合があります。



土砂流出防備保安林（上越市）

## 所有者や地番が変わっても

## 保安林の指定は有効です

保安林の指定は、その土地に対して行われるため、土地所有者が売買や相続によって変わった場合も、保安林の指定は有効です。

また、保安林の指定後に分筆や合筆などにより地番が変更となった場合も、変更前の地番で指定された範囲について、保安林の指定は有効です。



風致保安林（佐渡市）

## 地目が山林でも、保安林の場合があります

地番の一部が保安林の場合など、地目が保安林に変更されていないこともあります。保安林に指定されているかを確認したい場合は、管轄の地域振興局にお問い合わせください。



なだれ防止保安林（十日町市）

## 保安林 お問い合わせ先 ※受付時間 8:30~17:15（土日祝日、12/29~1/3を除く）

振興局名 担当課名	住所 電話番号	管轄市町村
新潟地域振興局 農林振興部 農用地課	新潟市秋葉区程島 2009 (秋葉区役所5階) TEL: 0250-24-8219	新潟市、新発田市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町

新潟県の保安林制度ホームページはQRコードからご覧ください

